

設置の趣旨等を記載した書類

# 目次

1	設置の趣旨及び必要性	・・・p. 1
2	博士課程設置の構想とその特色	・・・p. 6
3	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・・・p. 6
4	教育課程の編成の考え方及び特色	・・・p. 7
5	教員組織の編成の考え方及び特色	・・・p. 9
6	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・・・p. 10
7	施設、設備等の整備計画	・・・p. 14
8	大学院専攻領域と既設の学部との関係	・・・p. 16
9	入学者選抜の概要	・・・p. 16
10	管理運営	・・・p. 20
11	自己点検・評価	・・・p. 20
12	情報の公表	・・・p. 22
13	教育内容等の改善のための組織的な研修等	・・・p. 23

## 1 設置の趣旨及び必要性

### (1) 設置に関わる社会的背景

#### ① 本学の開学から大学院設立計画に至るまで

本学は、昭和35（1960）年に4年制薬学部薬学科の1学科を有する西日本初の薬学部単科大学として開学した。昭和42（1967）年には製薬学科を加えた2学科となったが、薬学教育6年制移行に伴い、平成18（2006）年に薬学部薬学科の1学科に統合した。さらに、平成28（2016）年には西日本で初めて6年制の漢方薬学科を開設し、現在に至っている。

本学・学校法人都築学園は、建学の精神として「個性の伸展による人生錬磨」を掲げ、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に規定するところに従って、薬学を志す学生に広く薬学に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的能力を有する薬剤師を育成するとともに、医療分野における研究を推進して、医療福祉の向上と学術の深化に貢献することを使命としている。薬学は健康を司り、守る学問である。本学では、薬学科及び漢方薬学科の2学科体制で「疾患を最新医療で治療し健康を維持する」、「病になる前の、いわゆる未病を漢方で治す」という2つの目標に重点をおいた専門性のある薬剤師教育を推進している。そして、本学が建学の精神として掲げる「個性の伸展による人生錬磨」を礎に“惻隱の情”を持つ豊かな薬学士の育成に尽力している。

本学薬学部では既に平成30（2018）年度までに一万五千人を越える卒業生を輩出している。輩出した薬学士の中には、国公立大学の大学院に進学し、教育や医療現場において指導的な立場となって活躍している人材も数多くいる。令和元年度に本学を巣立つ卒業予定者の中には、個性を活かしさらに高度の知識や技能をもって薬学を極めるべく、大学院への進学を切望する学生は少なくないのが実情である。

薬学教育は平成18（2006）年の薬学教育6年制への移行時から、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準じて実施されてきた。さらに、社会的要請に応えた薬剤師養成が求められ、平成27（2015）年度からは薬学教育改訂モデル・コアカリキュラムに基づく新たな薬学教育が開始されている。この薬学教育改訂モデル・コアカリキュラムに準拠した教育課程を修了する最初の学生は令和3（2021）年3月に卒業を迎える。事前調査の結果、大学院設置予定の令和3（2021）年に卒業する現6年生の中で大学院進学を希望する者又は検討している者は9名おり、そのうち第一薬科大学大学院を希望している学生は4名であった。また、本学教職員で学位取得を希望する助手3名も第一薬科大学大学院への進学を計画している。

薬学生の主な就職先となる医療機関や企業の多くは、高度な医療技術と高い研究能力を必要とし、薬学士よりも博士課程修了者の採用を優先する傾向が増しつつある。このような状況下、本学では令和3（2021）年度には、薬学教育改訂モデル・コアカリキュ

ラムに準拠した薬学教育を実施している6年制の漢方薬学科がいよいよ完成年度を迎える。また、令和元（2019）年では薬学部に加えて新たに看護学部看護学科の設置認可を受け、令和2（2020）年度からは多職種間での協力のもと、薬学部と看護学部との連携を深めた学生教育を開始する。このような学内組織のさらなる充実を基盤に学生の個性をさらに伸展・発展させる人生練磨の場を提供するとともに、臨床や創薬研究の現場で活躍できる人材の育成・輩出に向けて、より醸成された高度教育と先端研究を希求する全ての学生を対象に、学部入学から大学院修了までの間に高度先進的・専門的な薬学を極めた博士を輩出すべく、第一薬科大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程の設置を準備することとした。

## ② 個の治療と「統合医療」に基づく大学院教育

現代西洋医学は、“疾患別・臓器別の個別化治療”を基本とする。ここでは治療に先だってさまざまな生化学検査、画像診断等が実施され、それに基づいた病態把握と病名診断がなされて治療法が決定される。今日では病因に関わる遺伝子までもが特定可能となり、個々の患者の病名診断と処方決定のための検査の対象となっている。疾患の個別化は、処方の薬効のみならず、副作用を予測したり、軽減したりする上でも重要になっている。本学では“個の治療”の概念に基づき、患者毎の病態解析及び副作用の予測技術等に関する研究を強化する大学院教育を構想している。

また、漢方医学では漢方診断の基本に“未病”という概念がある。漢方治療では、健康と病気の間を「未病」と想定し、病気の段階に至る前に健康状態に回復させる治療が重視されている。「未病」は、現代医学においては病気と診断される前の段階に相当する。今日、漢方治療を西洋医学による治療に組み入れた「統合医療」が注目され、多くの治療領域で活用されるようになってきた。「統合医療」とは“未病”をはじめとする漢方医学的な病態把握、治療法、漢方薬治療の概念を西洋医学の“個の治療”に取り入れて、より有効で安全な医療の確立を目指す医療と定義される。本学では、漢方医薬学を主軸とする伝統医療や食事療法に着目して、これらを現代薬学、西洋医学と融合・連結させることにより現代医療の観点から「未病」にアプローチすることで、健康状態への回復を促す研究と教育を推進する大学院教育を目指している。

今日、我が国をはじめ多くの先進諸国では経済発展に伴う生活環境や自然環境が激変し、様々な身体的精神的ストレスが関わるアレルギー性疾患や精神疾患が急増している。また、高齢化社会の到来に伴う認知症患者の急増が大きな社会問題となっている。これらの難治性疾患の治療は、西洋医学だけでは必ずしも十分な効果を得ることができていないのが実情である。一方、近年、西洋医学を補完・代替する医療として伝統医学や天

然薬療法の役割が国際的にも注目されている。特にヒトが生まれながらに持つ「自然治癒力」の維持・向上は「未病を治す」漢方医学の重要な概念で、患者一人ひとりの心身の状態に合わせた治療を行う方法論は西洋医学の「補完・代替医療」の根幹ともなる。広義の「補完・代替医療」にはハーブ等を用いたアロマセラピーがあるが、これは嗅覚を通じて脳に直接作用する働きが医学的に解明されつつあり、西洋医学では“予防・治療の困難な疾患”に対する画期的な治療方法として期待され、医療現場でも積極的な導入が図られている。また「自然治癒力」の維持向上によって健康寿命を延ばす方法論としての漢方医療の活用は、高齢者疾患の予防治療における西洋医学を補完する「統合医療」として期待が極めて高まっている。このような状況から、「補完・代替医療」の有効性に関する基礎・臨床的エビデンスの蓄積と教育研究の推進が益々重要となっている。本学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程では、「補完・代替医療」の中核となる漢方薬や伝統薬の作用機序を明確にするために、最新の研究機器と最先端技術を駆使した分子レベルの教育研究を実施することにより、現代薬学と自然治癒力を向上させる「代替医療」との連結を図り「統合医療」の実践能力を涵養する。また本学に令和2年度より設置された看護学部との連携をしながら、他の職種の医療従事者との連携の重要性を十分に理解できる薬剤師・研究者の育成を進めていく。

### ③ 国際化時代の大学院教育

今日、社会や産業界のみならず大学教育においてもグローバル化が急速に進展し、日本の大学と欧米や東南アジア諸国の大学研究機関との単位互換制度の制定や国際共同研究が推進され、大学の教育研究に関する国際化とレベル向上のため積極的な取り組みが求められている。

#### 1) 学生を対象とした国際性醸成に向けた取り組み

都築学園グループは、平成8(1996)年にオックスフォード大学(セント・アンズ・カレッジ)及びケンブリッジ大学(フィッツウィリアムズ・カレッジ)と学術文化交流協定を締結し、平成24(2012)年からは毎年学部学生を対象にした短期語学研修を実施している。平成23(2011)年には海外薬学研修を企画し、スウェーデン・ウプサラ大学・薬学部、病院薬剤部を訪問視察、デンマークでは調剤薬局を見学した。さらに平成25(2013)年にはカナダ・アルバータ大学・薬学部を訪問し研修を行った。また、同年に米国・デュケイン大学・薬学部と学術交流協定を締結して以来、互いの大学での授業を聴講、病院や薬局を視察するなど、緊密な学術教育交流を継続している。

#### 2) 教員を対象とした国際共同研究推進の取り組み

平成27(2015)年より1年間本学教員(小松生明 准教授)を米国・デュケイン大学・

薬学部に派遣し、教育研修及び共同研究を実施した。また都築学園グループは、平成 28（2016）年に創立 60 周年を迎え、その記念事業の一環として米国ハワイ大学・薬学部（ヒロ校）と研究・教育に関する大学間交流協定を締結している。今後、教員の交流を押し進め、共同研究の進展を図って行く。

教員の海外派遣では、藤井由希子講師が平成 31（2019）年 1 月より 2 年間の予定で学術交流協定締結校（2018 年締結）であるベルギー・アントワープ大学・薬学部に留学中である。このような海外大学との学術交流は、大学院設置後も継続し、国際的に評価される高度な研究の推進・充実に繋げて行く。

### 3) 国際会議の共同開催推進

平成 28（2016）年にイタリア・カラブリア大学と学術交流協定を締結し、共同研究及び学会（2019 年 10 月 23～25 日、イタリア・コセンツァにて開催）を共同開催するなど、国際的学術研究を推進している。令和元年（2019）年 12 月 3 日にはイタリア・インスブリア大学と共同研究を基盤とした学術交流協定を締結し、締結記念イベントとして「International Conference HERBAL MEDICINE Opportunities for Pharmacotherapeutic Innovation in the Modern Era」を両大学で共同企画し、同大学内で開催した。

### 4) 漢方教育研究の国際化に向けた取り組み

本学は西日本唯一の薬学部として漢方薬学科を有する大学であり、台湾及び中国との学術交流の重要性を認識している。そこで平成 14（2002）年には台湾の伝統医学、薬学、統合医療を学ぶべく中国医薬大学と学術交流協定を締結している。平成 18（2006）年からは、学部学生を対象に、台湾における医薬事情の視察と中国語学習を兼ねた短期研修を企画し、毎年数名の学生が中国医薬大学を訪問している。また平成 19（2007）年には、都築学園グループの寄付により中国医薬大学内に「都築伝統薬物研究センター」を設置し、同大学と連携した教育研究を推進する基盤とした。令和元（2019）年に学術交流協定を天津中医薬大学と締結した。令和 2（2020）年度には、協定締結大学との交流を推進するために、学部学生、大学院生、教員を含めた大学間の研修プログラムの作成や実施体制の整備に取り組んで行く。さらに台湾や中国以外の東南アジア諸国へも視野を広げ、教育研究交流を発展させ国際的学術交流の強化を図る予定である。

大学院設置後は大学間国際的協働を基盤として、これまでの学部間及び教員レベルでの交流だけではなく、大学院生によるより高度な学術研究を可能とする環境を整え、グローバルな観点で教育研究を思考できる優れた人材の育成を目指している。

#### 【資料 1 国際学術交流締結大学及び研究機関】

#### ④ 本学大学院の地理的重要性

福岡市は、九州最大のコンベンションゾーンや会議施設等が多くあり、アジアの玄関口としても重要な文化・学術の交流拠点となっている。また、福岡空港から福岡市の中心部までは地下鉄を利用すれば約10分程度であり、国内外の都市と比較して最も利便性の優れた地域として知られている。

本学へのアクセスは、福岡市の中心部に近い南地域に位置する。福岡市の中心部天神やJR博多駅から車で約10分、福岡空港からでも車で20分と交通の便が極めて良い。近隣には三省製薬(株)(大野城市)、久光製薬(株)(鳥栖市)、大塚製薬(株)(福岡市)等があり、西日本における製薬企業の発祥の地であるとともに、多くの国公立大学も位置し薬学研究の深耕・交流が容易である。このような地理的な立地環境を活かして、韓国、中国、台湾、モンゴル等のアジア圏を始めとする海外からの優秀な学生の積極的受入れも図り、留学生の大学院研究の場ともなるように構想している。

#### ⑤ 大学院を設置する理由

本学の6年制薬学教育を通じ、『惻隱の情を持つ薬剤師の養成』及び『薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えるとともに日本独自の伝統医学である漢方に精通した実践能力の高い薬剤師の育成』を行っている。本大学院はこのような薬学における基礎的な知識と技術を修得した学士を対象に、個々の医療を始め西洋医学に基づく最先端の医薬基盤研究、東洋の知に基づく「未病」や漢方薬の科学研究、及びそれらの融合を図った「統合医療」に関する研究を自律的に実践できる研究者や医療従事者を育成することにより、国際医療および地域医療の充実、発展に貢献するために設置するものである。

##### (2) 養成する人材

医療の現場では、現代薬学及び医療分野の高度な発展や技術革新により、多くの疾患が治療できるようになってきているにも拘らず、未だ治療が困難な疾患領域があり、さらなる新規医薬品の開発が求められている現状がある。また、我が国は、高齢化・超高齢化社会が加速して、健康増進、疾病の予防及びセルフ・メディケーションの推進が益々求められている。こうした状況で、薬剤師には単に服薬情報を管理するだけでなく、患者の過去の副作用情報を把握し、治療環境を踏まえた服薬指導や健康管理が求められる。さらに、継続的な学習とともに研究者の視点が重要で必須のものとなっており、これらの能力を有する人材の養成が急務となっている。

また、漢方薬、漢方処方は多くの有効成分が複合的に作用するとされており、その作用機序は未だ解明されていないものが多くあり、解明には豊富な知識と高度な薬学研究能力が必要となる。本学大学院では、漢方を通して「未病」を理解し、漢方薬の作用機序の解明と新しい医療技術との融合を果たせる能力を有する人材を養成することとする。さらに、対症療法としての西洋医学と原因療法としての漢方を含む東洋医学を主軸としながらも、これに現代薬学と自然治癒力向上としての「補完・代替医療」を連結させることで、「統合医療」を理解、涵養して、複雑な現代社会の個の問題を検出する能力を有する人材の養成を目指すものである。

### (3) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

養成する人材像より、本学薬学研究科薬学専攻博士課程の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように定める。

本学薬学研究科薬学専攻博士課程は、所定の単位を修得し、博士論文が学位論文審査及び最終試験に合格した者に対し博士（薬学）の学位を授与する。

- ① 医療人としての責任感と倫理観をもって研究を遂行できる。
- ② 基礎薬学及び臨床薬学分野において、高度な専門的知識・技術を有している。
- ③ 自ら問題を発見し独創的な発想に基づいてその解決を図り、自立して研究活動を行うことができる。
- ④ 「統合医療」を理解し、地域社会や国際的視点から、医療と薬学の諸問題に対応できる。

## 2 博士課程設置の構想とその特色

本学では、構想中の大学院において、薬学専攻博士課程を計画している。薬学専攻博士課程の特色としては、ヒトの健康状態を、(1)健康維持・増進、(2)「未病」からの回復、(3)疾患の治療の3つに対応する研究領域を重点として設置するところにあるが、さらに、これに自然治癒力向上としての「代替医療」を連結させることで、「統合医療」を踏まえた特色を有するものとする。

## 3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本学が設置予定である専攻の名称及び学位の名称は下記のとおりである。



(1) 研究科の名称

薬学研究科

[Graduate School of Pharmaceutical Sciences]

(2) 博士課程の名称

薬学専攻 (博士課程)

[Doctoral Course in Pharmaceutical Sciences]

(3) 学位の名称

博士 (薬学)

[Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences]

(4) 博士課程の名称及び学位の名称の理由

統合医療を理解し、最新医療と広範囲な人々の治療に携われる薬学の総合的な知識と、医療のみならず医薬品開発を含む知識を有することから、薬学専攻博士課程とする。この和文名称及び英文名称は、国内外で広く使用され、汎用性の高い名称である。

#### 4 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成方針 (カリキュラム・ポリシー)

本学薬学研究科薬学専攻博士課程は、基礎薬学と臨床薬学の研究領域において、ディプロマ・ポリシーに則した人材を養成するため、以下のような教育課程の編成方針 (カリキュラム・ポリシー) を定める。

- ① 研究を行うに必要な倫理観や国際的感覚を身につけ、プレゼンテーション能力を醸成するための科目を設置する。
- ② 地域社会のニーズに応えるために必要な幅広くかつ深い学識を得るための多様な科目を設置する。
- ③ 「統合医療」に適正に対応するため、より高度な専門的知識の修得を目的として科目を設置する。
- ④ 自ら問題を発見し、その解決を図ることができる研究能力を高めるための科目を設置する。

## (2) 教育課程の編成

薬学専攻博士課程では、医薬品がヒトに投与され、体内動態や薬効を評価する医薬品の臨床開発段階から製造販売後の段階、すなわち医療現場における医薬品の研究を課題とする。また、さらなる臨床評価項目と生化学指標との連結、その連結するための詳細な機序解明は薬学専攻の課題になる。そして、その基盤となる基礎薬学を支える化学系、物理系、生物系薬学分野において、掘り下げて追及していく。

以上のような最先端医療の理解と習熟を目指して、薬の専門家としての役割を先導できるような人材育成を目指した教育課程とする。

授業科目は、必修講義科目として、「研究倫理特論」「漢方薬特論」「統合医療特論」を1年次に配置する。「研究倫理特論」は、大学において培われてきた薬学教育と研究を理解し統合させて、本格的な研究活動を行う大学院生として、学部で学んだ研究倫理、法規制を現実問題として把握させる科目であり、確かな倫理観や社会性を持った高度薬剤師として、薬学教育者・研究者としての基盤となるものである。また、本学は漢方薬学科を背景として、西洋薬と日本の伝統的な漢方薬の高度な知識を体系的に学び、通常の診療のみならず、地域医療に積極的に参加することで在宅医療やプライマリケアに貢献できる薬剤師の育成を行っている。その精神を今一度理解することは重要なことであるので、1年次前期に「漢方薬特論」を配置した。そして、医薬品を活かすために必要な知識の修得、さらには食品や環境の知識も身につけ、広い視野で人々の健康を保証できる薬剤師として、チーム医療や地域社会に貢献できる医療人としての「統合医療特論」を1年次後期に配置した。

実験・実習の必修科目は、「課題研究」として、基礎薬学領域あるいは、臨床薬学領域の研究テーマから1つを選択して、研究指導教員の指導の下、実験あるいは調査を4年間行い、その成果を学術論文にまとめることで博士課程の軸となるものとなる。並行して「薬学演習」も、研究指導教員の指導により、セミナー形式で定期的に行い、自分の研究成果や他の大学院生、教員の研究成果について議論、討論することで各々の関連領域における情報収集能力と思考力の育成を図る。

選択科目としての「特論」は、15科目（基礎薬学領域7科目、臨床薬学領域8科目）を設置する。それぞれの領域での代表的な学問分野の科目を設置することにより、幅広いコースワークが可能となるようにした。研究段階の進展に応じた選択が可能のように、2年次までの前期と後期に配当学期を分散させた。大学院学生は、各自の「課題研究」遂行に当たって、主軸となる「特論」を受講するとともに、各自の研究展開に合わせて2年次までに材料となる「特論」を修得し、自らの課題研究の中で得られた知識・技能

と関係づけて理解を深める。そのため選択科目としての「特論」は、自分の属する領域から取得選択単位数の半部以上を選択することとした。

基礎薬学領域には、創薬化学、分子薬理学、医薬機器分析学、天然物創薬化学、代謝制御学、分子病態解析学、生体物理化学の分野を、臨床薬学の領域には、臨床衛生薬学、臨床生薬学、臨床応用薬理学、臨床薬物治療学、臨床薬剤設計学、臨床薬物動態学、臨床薬物送達学、地域医療薬学分野の研究を課題としている。

### (3) 教育課程の特色

授業科目において、教育課程の特徴のひとつは、「研究倫理特論」と「統合医療特論」を配置したことである。近年研究の遂行上、研究者が社会の一員として社会的な規則の遵守を求められており、大学から大学院へ進学して更なる専門的な研究を自らの力で行うにあたり、研究倫理を改めて総合的に学ぶことは大変意義深く重要なことである。また、本学が推進しようとしている「統合医療」についての概念を理解して各々の研究を推進することも必要であると考えられる。

また、必修科目として「大学院特別講義」では、外国人を含む国内外の研究者による最先端の研究についての講演を聴講する。自分の課題研究に取り組むにあたり、研究手法、発想の柔軟性など自己の研究推進につながるとともに国際性を身につける。

## 5 教員組織の編成の考え方及び特色

研究指導に当たる教員は、基礎薬学領域及び臨床薬学領域において、十分な研究業績を有する大学院研究指導経験が豊富な専任の教授、准教授及び講師を配置する。

課題研究の指導は、各課題研究領域の教員の専門のテーマに従って実施され、同じ研究領域の教員が多方面から連携して当該担当教員の指導を支援する体制を予定している。また、大学院専任教員は、学部教育も兼任する。

本学の定年規程では、教育職員の定年は教授が65歳、教授以外は60歳となっているが、新学部(大学院等含む)等設置において採用する教員の定年の特例に関する規定(平成31年4月1日施行)において定年に達している専任教員にあつては、完成年度まで雇用し、定年を延長することができる。完成年度で退職する教員の後任については、本学の将来構想と長期的視点から策定する教員採用計画に基づき、厳密な審査による内部昇格や公募等で採用し、教育研究活動の活性化及び教育研究水準の維持向上に努めることとする。

【資料2 定年の特例に関する規定】

## 6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### (1) 教育方法、履修指導、研究指導の方法

入学から修了までの教育プログラム実施予定を資料3に示す。1年次の4月のガイダンス修了後に、指導教員が課題研究を決め、教員の指導のもとに選択科目の履修計画及び暫定的な研究計画を策定する。また、2年終了時(3月)に課題研究の進捗状況を中間報告としてまとめ、研究科委員会へ提出する。

履修モデル(資料4)としては、博士課程修了後の進路に対応して、基礎薬学領域の教育者・研究者(化学系、生物系)、臨床薬学領域の教育者・研究者、高度薬局薬剤師、高度病院薬剤師を目指す場合を想定した。

定員は1学年2名とし、幅広い課題研究の選択を可能とする体制とした。

【資料3 入学から修了までのスケジュール】

【資料4 履修モデル】

### ① 課題研究科目の教育方法、履修指導及び研究指導の方法

入学生に対しガイダンスを実施し、科目の履修方法、取得すべき単位及び博士論文作成までの過程等、入学から修了までのスケジュールを周知する。なお、外国人留学生については、予め指導を希望する指導教員を通じてガイダンス内容の周知を図る。課題研究は必修科目であり年次を通して18単位が設定される。その後、大学院生は希望する所属領域と担当指導教員を申請する。大学院研究科委員会において、申請に基づき課題研究領域及び担当指導教員を決定する。

大学院生は担当指導教員の指導の下で、履修科目プランを作成し、研究テーマを設定する。大学院生は、研究テーマの設定にあたり担当指導教員以外の教員の助言を求めることができる。また、課題研究領域の指導教員は他の教員と相互に連携しながら、大学院学生の研究へ助言を行う。

大学院生は概ね1年次前期末までに詳細な研究テーマを設定し、課題研究を開始できるように担当指導教員及び他の指導教員が支援する。

2年次の3月には基礎薬学領域、臨床薬学領域の2領域が合同で研究科委員会による中間報告会を開催し、大学院生の課題研究の進捗状況を確認する。

### ② 講義科目の教育方法

「研究倫理特論」は必修科目であり、1年次の前期に開講する。オムニバス形式で、

各項目の専門家が研究に必要な倫理や法規制について講義する。「漢方薬特論」及び「統合医療特論」も必修科目として1年次に開講する。各自の研究テーマへの本格的な取り組みの前に、本学が定義する「統合医療」の考え方を学ぶことにより、薬物療法に関する幅広い教養を身につける。その他の「特論」は、選択科目として1、2年次の前期、後期に開講し、担当教員が単独あるいはオムニバス形式で講義する。これらの講義科目は課題研究の遂行のための知識とする他、広く応用力のある研究思考が可能になるように、課題研究の合間に設定し、3～4年次には、課題研究に集中できるように配慮している。科目の評価方法は、主に提出されたレポートに対して評価するものとし、受講して得た知識に自らの調査を加え、方向性を持った情報の集積力が身につけられるようにする。「大学院特別講義」（必修科目）では、外国人を含む国内外の研究者による最先端の研究の講演を聴講し、講演最後の質疑応答に参加し、レポートを提出することにより研究内容の理解力を評価する。担当教員が分担して、各講演の世話をし、レポートの採点を行う。講演者の決定は研究科委員会において行い、一つの領域に偏らず幅広い分野からの講演を聴けるように配慮する。

講義時間割作成においては、学部学生との講義室の共用及び社会人大学院生に配慮して、平日の午後または土曜日の時間帯を設定する。大学院特別講義は、大学院生以外の学部学生や教員の聴講を促すためにも、特論の講義を設定した平日の午後の時間の最後に設定する。特論は、半期8回で設定されるので、講義のない時間には、研究指導が行える。また、大学院設置に伴う土曜日の講義や研究指導は、現在と比べて教員の大きな負担増大とはならない。

### ③ 演習科目の教育方法

「薬学演習」は必修科目であり、1～4年次に、所属領域において指導教員の指導の下にセミナー形式で実施される。大学院生は、自らの研究成果や調査した最先端の研究動向の発表、あるいは他の大学院生や教員との討論により研究能力を高め、さらに、研究実施や研究発表の機会を通じて、現場における研究倫理について深く学ぶことができる。

#### (2) 修了要件

修了要件は、原則として4年以上在学し、必要な科目の単位を修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査および最終試験に合格することである。

修了に必要な授業科目の単位取得について以下の表にまとめた。

科目区分	科目名	必・選	単位数	修了要件	
共通科目	課題研究	必修	18	26 単位	
	薬学演習	必修	4		
	研究倫理特論	必修	1		
	漢方薬特論	必修	1		
	統合医療特論	必修	1		
	大学院特別講義	必修	1		
専門科目	基礎薬学領域	創薬化学特論	選択	1	4 単位以上
		分子薬理学特論	選択	1	
		医薬機器分析学特論	選択	1	
		天然物創薬化学特論	選択	1	
		代謝制御学特論	選択	1	
		分子病態解析学特論	選択	1	
		生体物理化学特論	選択	1	
	臨床薬学領域	臨床衛生薬学特論	選択	1	
		臨床生薬学特論	選択	1	
		臨床応用薬理学特論	選択	1	
		臨床薬物治療学特論	選択	1	
		臨床薬剤設計学特論	選択	1	
		臨床薬物動態学特論	選択	1	
		臨床薬物送達学特論	選択	1	
地域医療薬学特論	選択	1			
修了要件				30 単位以上	

注1：所属領域以外から1単位以上を、また、所属領域から取得選択単位数合計の半分以上を選択しなければならない。

修了の認定を受けるために必要な修得単位数は、必修科目として、「課題研究」（18単位）、「薬学演習」（4単位）、「研究倫理特論」（1単位）「漢方薬特論」（1単位）「統合医療特論」（1単位）、「大学院特別講義」（1単位）の26単位に加えて、選択科目として15科目の「特論」（各1単位）から4単位以上、合計30単位以上とする。選択科目の「特論」の修得にあたっては、自分が属する領域以外の特論から1科目以上を選択するとともに、所属領域の特論の修得単位数が、全修得選択科目単位数の半数以上にな

るようにする。「課題研究」（18単位）は、以下の手順で単位を認定する。

- ① 指導教員は課題研究評価のために研究科委員会へ報告会の開催を求める。
- ② 大学院生は、報告会において、課題研究の成果を発表し、口頭試問を受ける。
- ③ 指導教員は、研究科委員会での発表、口頭試問の結果を考慮して単位を与える。

付与される単位のうち、「特論」、「大学院特別講義」及び「薬学演習」については、90分、8コマを1単位とする。実習科目である課題研究については、15コマを1単位とする。課題研究18単位は270コマに相当する。1日2コマ、1週6コマで年間25週の実験・研究を実施すると、年間150コマになり10単位分に相当する。したがって、4年間で18単位は適切な単位数である。

学位論文審査から学位授与までのプロセスについては、「第一薬科大学大学院学位規程」及び「第一薬科大学大学院薬学研究科学位（博士）の論文審査に関する内規」に準ずるものとする。

なお、大学は学位規則に則り、学位授与後、3ヶ月以内に論文の要旨及び学位論文審査の結果を第一薬科大学ホームページにて公開する。また、印刷した学位論文は、国立国会図書館及び本学図書館において1年以内に公開する。

【資料5 第一薬科大学大学院学位規程】

【資料6 第一薬科大学大学院薬学研究科学位（博士）の論文審査に関する内規】

### （3）倫理審査体制について

1年次前期の「研究倫理特論」において研究を実施していく上で必要な研究倫理や法規制について一般的な知識を学ぶ。さらに、本学の定める各種規程（研究倫理委員会規程、動物実験倫理委員会規程、組換えDNA安全管理委員会規程）に該当する研究については、各種委員会の審査・承認を受けてから研究が実施される。

【資料7 研究倫理委員会規程】

【資料8 動物実験倫理委員会規程】

【資料9 組換えDNA安全管理委員会規程】

### （4）大学院事務部及び留学生支援窓口の設置

事務組織として大学院事務部を設置し、大学院学生の教育課程履修管理、学位申請にかかる事務手続き等を行うほか、留学生支援の窓口を設ける。

留学生支援窓口は、留学生の生活・学業継続を支援するとともに「在籍確認簿」を作成して在籍管理を行う。なお、外国人留学生の受け入れ指導教員は、「在籍確認簿」に

月毎の留学生在籍状況を記載して報告するものとする。

新規受入れの外国人留学生の生活や履修等、円滑な学業開始を図るための支援として1年間を期限としてチューターを配置する。チューターには本学日本人学生もしくは大学院生を採用する。

## 7 施設、設備等の整備計画

### (1) 校地、運動場等の整備状況

本学が設置申請する大学院薬学研究科薬学専攻博士課程のキャンパスとしては、新たな用地や施設整備等は行わず現行の既存施設を活用する。ただし、現存校地（校地敷地面積 56,211 m<sup>2</sup>、校舎面積 18,156 m<sup>2</sup>）の恒常的整備・補修については申請する大学院薬学研究科の使用も含め継続的かつ計画的に実施する。

### (2) 校舎等施設等の整備計画

本学の主要施設である本館と新館（実習棟）のうち、多くの大学院指導教員の研究室がある実習棟に大学院生専用の講義室（自習室）を設置・整備する。また、6年制の薬学教育において使用する講義室のうち、50人規模の小講義室は部屋数も多く、有効活用していく。一方、外部の様々な研究分野の講師を招聘して実施される大学院特別講義については、公開講義を前提とし学部学生や学内教員だけでなく近隣大学から参加聴講できるよう、300人収容規模の厚生会館大講義室を利用する。大学院生の研究報告会、文献紹介ならびに輪読会などは、所属する研究分野のセミナー室や図書館本館にあるプロジェクター設置のラーニングコモンズを適宜利用する。

実験系大学院生の研究活動施設としては、研究指導教員が所属する研究室・実習室を6年制学部学生と共用して使用する。また、各種分析測定機器を備えた中央機器室、実験動物飼育施設、薬用植物園も6年制学部学生と共用して使用する。特に中央機器室設置の研究機器については、研究活動推進委員会が選定し、より高度な研究基盤を構築する。

臨床薬学系大学院生の研究施設としては、研究指導教員が所属する研究室・実習室に加え、6年制学部学生も利用する実務実習室（医薬品情報室）をはじめとする既存の実習室と実習設備機器を有効活用する。

一方、研究関連情報については、大学院生に契約電子ジャーナルやデータベースへのアクセス権を付与し、学生自身が研究活動を推し進めていく態勢を支援していく。



### (3) 本学附属図書館等の資料及び整備状況

本学には、図書館本館（1,044 m<sup>2</sup>、閲覧スペース361 m<sup>2</sup>）と図書・国試情報センター（189 m<sup>2</sup>、閲覧スペース140 m<sup>2</sup>）がある。蔵書総数は合わせて80,935冊、定期刊行物1,044種を分類登録し、蔵書検索システム（OPAC）により書籍のリストアップ及び所在が確認できるようになっている。平成28（2016）年度漢方薬学科の開設に伴い漢方関連図書について整備を進め、令和元（2019）年度目標とする500冊を完備した。また、令和2（2020）年度看護学科開学にあたり、約5,500冊の医学・看護学関連図書ならびに雑誌類を整備中である。

図書館本館の1階は、書架（自然科学関係図書、シラバス図書、医学看護系図書、新着図書）兼閲覧室及び図書館事務室、2階は書庫（薬学系学術雑誌）兼閲覧室、大閲覧室・ラーニングcommons及び特別閲覧室、3階は書庫（社会、人文科学関係図書）兼閲覧室がある。図書・国試情報センターは、書架（漢方生薬図書、薬学図書、語学・一般教養図書）及び閲覧室がある。

学生閲覧室の座席数は、280席（本館に215席、図書・国試情報センター内に65席）あり、学生総数の27%を超える座席数を確保している。また、図書館本館の大閲覧室は、可動式のテーブルや椅子、ホワイトボードに加え、パソコン・プロジェクター式も備えたラーニングcommonsを併設しており、学部学生及び大学院生を対象とした様々なアクティブラーニング教育だけでなく、教職員の会議や研究室セミナー等に利用できる多目的エリアとなっている。

学術雑誌については、学内で契約している3種の外国電子ジャーナル（ScienceDirect、SpringerLink、ACS）の内、購読誌として全1,966タイトル、その他に国内アグリゲータ（約1,385タイトル収録メディカルオンラインへのフリーアクセス）、4種のデータベース（医中誌、Scopus、SciFinder、JDreamIII）、リンクリゾルバー（SFX）などを整備し、各研究室分野から学内LANを介してアクセスできる。また、購読外のジャーナルについては、ILL（図書館間相互貸借）及びReprints Desk、ScienceDirect トランザクションなどのPPV（pay per view）を活用し、原著論文へのアクセスできるようにしている。また、令和2（2020）年度看護学部設置にあたり、看護学系学術論文の新規電子ジャーナル導入を予定している。これらの契約電子ジャーナルやデータベースのアクセス権は、大学院学生に付与される。

## 8 大学院専攻領域と既設の学部との関係

本学が設置予定の薬学研究科薬学専攻博士課程は、6年制の薬学部の教育・研究の延長上にあり、基礎薬学領域と臨床薬学領域の2つの領域を設置する。基礎薬学領域は、薬学科・漢方薬学科の薬品化学分野、薬物解析学分野、分子生物学分野、処方解析学分野、分析化学分野、天然物化学分野、免疫薬品学分野の各分野の教員からなり、臨床薬学の領域は、薬学科・漢方薬学科の薬物治療学分野、薬品作用学分野、衛生化学分野、薬剤設計学分野、臨床薬剤学分野、和漢薬物学分野、生薬学分野の各分野及び地域医療薬学センターの教員からなる。ただし、担当教員は、基礎薬学領域と臨床薬学領域のそれぞれの教員に限定されず、その専門性と研究能力に応じて研究科委員会で審査、承認を受けた上で大学院教育に参加する。

### 【資料10 基礎となる薬学部研究組織と大学院研究組織との関係】

## 9 入学者選抜の概要

### (1) 求める学生像 (アドミッション・ポリシー)

本学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程は、建学の精神である「個性の伸展による人生錬磨」を基本理念とし、次のような学生を受け入れる。

- ① 薬学に関する基礎的学力と研究技術を身に着けている。
- ② 生命を尊重し他者を思いやる心と倫理観を持っている。
- ③ 薬学分野に関心を持ち、自ら課題を発見し、それを解決するための研究を行う意欲がある。
- ④ 高度な薬学分野の専門知識・技術を修得し、人々の健康維持・増進に貢献しようとする意欲がある。

### (2) 入学試験の実施の概要

#### ① 入学者選抜の指針

大学院入学者の選抜は、「大学院入試実施要項 (薬学専攻博士課程)」に沿って、本学の建学の精神である「個性の伸展による人生錬磨」に共鳴するとともに、将来、「西洋医学と東洋医学を基盤とした薬学の発展」をめざし、高度な研究能力を有する人材として臨床及び基礎薬学の発展に貢献したいという情熱を持ち、大学院博士課程の教育を受けるに相応した態度、技能、倫理観及びリーダーシップの資質を有する者を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実

施する。入学者の選抜は社会のニーズに配慮するとともに、本学の特性に最も適した方式として計画する。定員を2名とし、下記の入学者選抜を実施する。

- 1) 推薦入試
- 2) 一般入試
- 3) 外国人留学生特別入試
- 4) 社会人入試

入学者選抜者試験の定員については薬学部卒業生を優先し、1) 推薦入試で1名、2) 一般入試、外国人留学生特別入試又は社会人入試で1名とした。選抜試験の状況においては、定員の確保ができるよう努める。

#### 1) 推薦入試

大学在学中の成績を含めた書類審査、面接試験及び筆記試験（英語、小論文）により合格判定を行う。

出願資格は、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 本学薬学部 に在学する6年次学生で、6年次までの成績が原則として上位3分の1以内の席次で、研究意欲を持ち、指導教員の推薦が得られる者
- ② 本学と同じ建学精神を有する関連大学の6年制薬学部 に在籍している6年次学生で、研究意欲を持ち、所属する大学の指導教員又は学部長の推薦が得られる者

#### 推薦入試入学試験科目

英語	小論文	面接試験
英語（教養英語、自然科学及び薬学英语）	小論文（試験時に課題を示す）	卒業論文内容の発表と質疑応答

#### 2) 一般入試

書類審査、面接試験及び筆記試験（英語、専門科目）により合格判定を行う。出願資格は、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 大学薬学部（標準年限を6年とする課程）を卒業見込みの者
- ② 大学薬学部（標準年限を6年とする課程）を卒業した者

- ③ 大学の医学部、歯学部、獣医学部（標準年限を6年とする課程）を卒業した者又は卒業見込みの者
- ④ 修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は修了見込みの者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した課程等を修了した者
- ⑥ その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で24歳に達した者又は入学時の3月31日までに24歳に達する者。

### 3) 外国人留学生特別入試

日本の国籍を有しない者で、出入国管理及び難民認定法に規定する「留学」の在留資格を有する者、又は大学院入学後に在留資格を「留学」に変更可能な者。また、出願に先立ち、志望専門分野指導教員の面接を受けて出願の了承が得られた者。外国人留学生特別入試は、書類審査、面接試験及び筆記試験（英語、専門科目）により合格判定を行う。出願資格は、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 大学薬学部（標準年限を6年とする課程）を卒業見込みの者
- ② 大学薬学部（標準年限を6年とする課程）を卒業した者
- ③ 大学の医学部、歯学部又は獣医学部（標準年限を6年とする課程）を卒業した者又は卒業見込みの者
- ④ 修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は修了見込みの者
- ⑤ 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した課程等を修了した者
- ⑦ その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者又は入学時の3月31日までに24歳に達する者

なお、出願資格を有し志望専門分野の指導教員より出願の了承が得られた者は、以下のものを提出すること。

- 最終学歴の成績証明書
- 指導教員の推薦書
- 連帯保証人（2名）の同意書

連帯保証人は、入学時及び入学後の学業継続（入学料、年間授業料、日本での生活費等）等に係る経費の支弁を保証する者

#### 4) 社会人入試

社会人として博士課程に入学できる者は、(1) 病院もしくは薬局に勤務する薬剤師又は(2) 企業などにおいて2年以上(入学時点)勤務経験のある者で、(1), (2)いずれも所属長の許可を受け、入学後も引き続きその身分を有する者。

社会人入試においては、業務経歴書を提出させ、書類審査、面接試験及び筆記試験(英語、専門科目)により合格判定を行う。出願資格は、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 大学薬学部(標準年限を6年とする課程)を卒業した者
- ② 大学の医学部、歯学部又は獣医学部(標準年限を6年とする課程)を卒業した者
- ③ 修士の学位若しくは専門職学位を有する者
- ④ 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した課程等を修了した者
- ⑥ その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者又は入学時の3月31日までに24歳に達する者。

一般入試、外国人留学生特別入試及び社会人入試選抜の筆記試験科目

英語	専門科目
英語(教養英語、自然科学及び薬学英語)	① 有機化学 ② 天然物化学・分析化学 ③ 生薬学・和漢薬物学 ④ 生化学・分子生物学 ⑤ 薬理学・機能形態学 ⑥ 微生物・免疫学 ⑦ 衛生化学・環境衛生学 ⑧ 臨床薬剤学・薬剤設計学 ⑨ 病態生理学・薬物治療学 ⑩ 医療薬学  ①～⑩の中から1つを選択する。

	※外国人留学生特別入試においては、英語で出題。
--	-------------------------

## 10 管理運営

本学の大学院学則第49条に従って、大学院に、研究科の教育研究に関する重要事項を審議するための研究科委員会を置く。研究科委員会は、研究科長、本大学院に属する教授をもって構成する。ただし、研究科委員会が認めた者を加えることができる。

研究科委員会は原則として月1回開催し、次の事項について審議を行い、学長に意見を述べるものとする。

- 1) 学則その他諸規程に関する事項
- 2) 教育課程の編成に関する事項
- 3) 学位論文の審査に関する事項
- 4) 学位授与に関する事項
- 5) 教員の人事に関する事項
- 6) 学生の入学、休学、復学、復籍、留学、転学、卒業、退学、除籍、懲戒に関する事項
- 7) その他、本大学院の教育研究に関する重要事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が諮問した事項

## 11 自己点検・評価

本学では、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するために、平成5（1993）年に自己点検・評価委員会を設置し、平成19（2007）年には、事務組織として、自己点検・評価室を設置している。第一薬科大学学則第61条第1項により「自己点検・評価」を行うこととし、同条第2項により、自己点検評価に関し「自己点検・評価に関する規程」を定めている。本規程に基づき、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、教育研究活動等の状況を把握・点検して評価を行っている。大学院設置に伴い行われる点検・評価についても、現行の規程、実施体制が適用される。

点検評価項目は 1) 本学における自己点検・評価の実施計画に関する事項、2) 自己点検・評価の実施体制に関する事項、3) 自己点検・評価結果の活用に関する事項、4)

その他、委員会が必要と認めた事項である。

本学の自己点検・評価のこれまでの実施状況は、以下に示す通りである。

(1) 第1次点検・評価（対象年：平成21（2009）年4月～平成22（2010）年3月）

薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準 平成19年度版」に基づく自己評価（自己評価21）を実施し、大学ホームページに公表した。

<http://www.daiichi-cps.ac.jp/images/material/2/files/hyouka21-5-8-2010.pdf>

(2) 第2次点検・評価（対象年：平成22（2010）年4月～平成29（2017）年3月）

平成22年度の第1次の機関別大学認証評価の結果を受けて、平成23（2011）年に自己点検・評価委員会規程を改正し、学長を中心とした全学的な体制を整備した。

平成23年度については、大学基準協会から指摘を受けた事項を中心に自己点検・評価を開始した。評価項目と密接に関連する委員会や関係部局の改善計画をもとに、これを実施した。平成24（2012）年度までは、「大学基準協会」の評価項目を中心に自己点検・評価を行い、その評価結果を報告書にまとめて大学ホームページに公表した。その結果は、各担当委員会に帰還し、次年度の自己点検・評価の活動に反映するように努めた。

平成25（2013）年からは、日本高等教育評価機構に加盟し、同機構の機関別大学認証評価を受審するため、同機構の「評価基準」に基づく点検・評価を実施し、評価報告書を作成して平成29（2017）年度に受審した。日本高等教育評価機構による認証評価は、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合している。」と判定された。評価結果を大学ホームページで公表した。その後、日本高等教育評価機構の基準に準拠した評価内容を全教職員に周知するとともに、毎年度大学ホームページ上にその内容を公開している。

[http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/daigaku\\_hyouka.html](http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/daigaku_hyouka.html)

(3) 第3次点検・評価（対象年：平成29（2017）年4月～平成30（2018）年3月）

薬学教育評価機構に加盟し、平成30年度に同機構の認証評価を受審しており、同機構の「評価基準」に基づく継続的な点検・評価を現在、受審続行中である。

自己点検・評価の結果は、本学の長期将来計画に反映させるなどのほか、特に改善策を検討することが適切であると認められることについては、学長から、関連する学内各部署に改善策の検討が付託される。「第一薬科大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、学長を委員長とし、学長代理、副学長、学部長、各部長、事務長等によって構成された自己点検・評価委員会及び、その作業部会として自己点検・評価小委員会を設置

し、自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。大学院薬学研究科の設置に伴い行われる点検・評価についても、現行の規程、実施体制を適用する。なお、平成 29 (2017) 年 4月に教学 IR(Institutional Research)委員会規程を制定の上、教学 IR 委員会を設置し、学部学生の進級、退学、休学等の経年的情報収集と分析を行っており、大学院生についても同様の解析を行うこととなる。

## 1 2 情報の公表

本学の建学の精神、薬学部・各学科の紹介、施設設備案内、シラバス、入試情報、生涯学習関連情報、自己点検・評価報告書等の基本的情報については、大学ホームページ (<http://www.daiichi-cps.ac.jp>) で公表し、随時情報の更新に努めている。

大学ホームページによる具体的な公表方法は以下のとおりである。

(1) 大学の研究教育上の目的は、建学の精神、教育理念・教育目標

[http://www.daiichi-cps.ac.jp/daigaku/page\\_11796.html](http://www.daiichi-cps.ac.jp/daigaku/page_11796.html)

[http://www.daiichi-cps.ac.jp/daigaku/page\\_12356.html](http://www.daiichi-cps.ac.jp/daigaku/page_12356.html)

(2) 教育研究上の基本組織に関すること

[http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/kihon\\_soshiki.html](http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/kihon_soshiki.html)

(3) 教員組織、教員数並びに各教員の業績に関すること

各教員の教育研究活動等の状況については、教員の研究業績等を記載した「第一薬科大学研究年報」としてとりまとめて毎年発行し、全教員に配布するとともに全国の薬学系大学や研究機関に送付している。この「第一薬科大学研究年報」は、教員のさまざまな活動を掲載しており、大学の教育研究活動の活性化に寄与している。

[http://www.daiichi-cps.ac.jp/images/material/2/files/H31kyouin\\_soshiki.pdf](http://www.daiichi-cps.ac.jp/images/material/2/files/H31kyouin_soshiki.pdf)

<http://www.daiichi-cps.ac.jp/kenkyu/index.html>

(4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業生数並びに就職者数及び進学者数、卒業生数及び卒業後の進路先

<http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/student.html>

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画

<http://www.daiichi-cps.ac.jp/syllabus/h31.html>

[http://www.daiichi-cps.ac.jp/kyoumu\\_02/index.html](http://www.daiichi-cps.ac.jp/kyoumu_02/index.html)

(6) 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関すること

[http://www.daiichi-cps.ac.jp/images/material/2/files/h31\\_rishukitei.pdf](http://www.daiichi-cps.ac.jp/images/material/2/files/h31_rishukitei.pdf)



(7) 校地・校舎等の施設及びその他の学生の教育研究環境に関すること

<http://www.daiichi-cps.ac.jp/daigaku/facilities.html>

(8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/gakuhi.html>

(9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/syugaku.html>

[http://www.daiichi-cps.ac.jp/gakusei/page\\_13634.html](http://www.daiichi-cps.ac.jp/gakusei/page_13634.html)

(10) 学則及び学生に係る各種規程

[http://www.daiichi-cps.ac.jp/images/material/2/files/h31\\_gakusoku.pdf](http://www.daiichi-cps.ac.jp/images/material/2/files/h31_gakusoku.pdf)

(11) 学校法人都築学園事業報告書及び決算報告書、自己点検・評価報告書、公的研究費、実験動物に関する規程及び報告書

<http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/jigyuu.html>

<http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/zaimu.html>

[http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/daigaku\\_hyouka.html](http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/daigaku_hyouka.html)

[http://www.daiichi-cps.ac.jp/images/material/2/files/r1kenkyurinril\\_2.pdf](http://www.daiichi-cps.ac.jp/images/material/2/files/r1kenkyurinril_2.pdf)

<http://www.daiichi-cps.ac.jp/jouhoukoukai/experimentalanimal.html>

大学院に関する情報も、これまでの学部の情報と同様に外部に積極的に公表して行く予定である。

### 1.3 教育内容等の改善のための組織的な研修等

#### (1) ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動

本学では、全学のFD活動を推進するFD委員会が設置され、FD委員会規程が定められている。FD活動として、「FD報告書」を編集して、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成することを目的として、学外との連携に努め、教員の資質向上、教育方法及び教育内容の改善に努めている。大学院のFD活動についても、現行の規程、実施体制が適用されることとなる。以下にFD委員会規程における具体的な目的達成のための項目を挙げる。

① 教育活動の組織的改善方策の計画・実施に関する事項

② ファカルティ・ディベロップメント (以下「FD」という。) に関する研究会、研修会の計画・実施に関する事項

③ 学生による授業評価の実施に関する事項

#### ④ その他、FD活動の推進に関する事項

薬学教育における教員の資質向上のための組織的取り組みとしては、「学生授業評価アンケート」、「教員による授業の自己評価」、「教員相互の授業参観」、学内「FD講習・研修会」、「学生・教員懇談会」を実施するとともに、「九州地域大学教育改善FD・SDネットワーク」等のFD関連行事や薬学教育に関わる学外「FD関連講習会」へ積極的に参加している。

「学生授業評価アンケート」は、それぞれの授業毎に実施している。このアンケートの学生コメントについては、図書館と国試情報センターで自由に閲覧できるようにしている。「教員による授業の自己評価」については、「学生授業評価アンケート」結果を受けた教員の授業改善計画を提出し、次年度への対応を「教員による授業の自己評価」の中へ記載するようにしている。「教員相互の授業参観」では、教員間で年1回実施する。授業参観し、教員の意見・感想を提出することで、授業改善に反映させている。

「FD講習・研修会」では、新任・転任教員のためのFD講習会を4月に実施している。また、薬学教育及び研究の向上のために、学内での「FD講習・研修会」を毎年2～3回実施しているが、平成29(2017)年度は、第1回FD研修会：「外部資金の取得方法について(筑波大教授 熊谷 嘉)」、第2回FD研修会：「ルーブリック評価(北海道薬科大学准教授 野呂瀬 崇彦)」、平成30(2018)年度は、第1回FD研修会(第1回FD・SD合同研修会)：「現代大学生の心理—不本意な退学を予防するためにできる学生支援—(第一薬科大学 臨床心理士 芦刈 綾香)」、第2回FD研修会：「アクティブラーニングを体験する(九州大学教授 三木 洋一郎)」、令和元年度には、第1回FD研修会(第1回FD・SD合同研修会)：「魅力を上げ、結果を引き出す!ほめ達講座」～あなたの周りにはダイヤの原石がいっぱい～(一般社団法人 日本ほめる達人協会 理事長 西村貴好)」、第2回FD研修会：「初年次教育に関するささやかな提案(名城大学教授 原田健一)」、第3回FD研修会：「相談が難しい学生への関わり～コミュニケーションと気持ちに視点を向けて～(熊本保健科学大学非常勤講師 中村真美)」を実施している。

また、学外「FD関連講習会」として、平成29(2017)年度は、「高等教育活性化シリーズ353：科研費改革の進展と申請・獲得方策」、平成30(2018)年度は、「第5回基幹教育シンポジウム：高校・大学教育における科学実験の意義と課題—実験による学びとアクティブラーナーの育成—」、令和元(2019)年度は、「令和元(2019)年度 障害学生支援理解・啓発セミナー」へ参加することで、薬学教育に関わるFD活動を深めている。これらの内容については、教員連絡会議で報告して周知徹底を図り、教職員のFDに対する意識を高めるよう努めている。

「学生・教員懇談会」は、講義・実習等の教育、及び学生生活に関して、FD委員を中心とした教員と学生による懇談会を毎年2回(前期・後期)実施している。また、懇談会での学生からの要望等については、可能な限り大学に働きかけ具体的な対応に努めており、懇談会終了後の懇談内容については大学ホームページ及び中央掲示板に公表している。なお、これらの内容は冊子体(FD活動報告書)としてまとめ、全教職員に配布し周知・徹底するとともに、図書館にも配置しているため、学生はいつでも閲覧できる。

上述したFD活動は薬学部6年制教育に関する内容が中心となっている。大学院担当教員は、学部の教員も兼ねているため、FD活動に参加して研修を重ねることになる。これらのFD活動は、大学院教員の資質向上に十分に寄与するものであり、今後は活動の重要度も高まることが想定されるため、大学院教育の内容の充実を図って行く予定である。

## (2) スタッフ・ディベロップメント(SD)活動

本学では、大学事務職員の能力及び資質の向上を図ることを目的として「SD委員会」を平成25(2013)年1月に設置し、職員の外部研修の実施やFD委員会との合同でのFD・SD研修会など、教員と協力しながら活動を行ってきた。また、SDに関連して大学設置基準の一部改正(平成29年4月)に伴い、平成28年度末にSD委員会規程を改訂し、平成29(2017)年度から文部科学省の通知に沿ったSD活動を実施している。

本委員会は、「委員長並びに委員及び事務担当から構成され、委員長及び委員等は、学長がこれを指名する」と規定されており教職協働の組織とするとともに、FDとの連携も考慮して、SDの計画及び実施ができるようにしている。

以下にSD委員会規程における具体的なSD活動を挙げる。

- ① 月2回実施される教員連絡会議に課長・室長等以上が参加し、教学の現状について最新の情報を入手するとともに、事務処理上必要となる事項を共有し教職員との認識を統一するなど、事務処理の効率化の基盤を培っている。
- ② 毎週金曜日に、課長・室長等によるミーティングを行い、各課等の業務の現状・問題点、次週の予定等を報告し、事務全体としての認識の統一により、管理職の管理能力の向上を図っている。
- ③ 文科省、私大協、第三者評価機構、学生支援機構等が主催するセミナーに職員を派遣している。専門家としての職員の識能の向上を図るとともに、出張報告書を作成し、朝礼時に報告することにより、他分野の最新の状況を周知している。
- ④ FD委員会が部外講師を招聘して行うセミナー・研修会に事務職員を参加し、SD・FDが一体になって能力の向上を図っている。

令和2年度(2020)年度以降も、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図

るため、本学職員に必要な知識・技能を習得するとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取り組みを行う。このSD活動は大学事務職員を対象としているため、大学院担当の事務職員及び教員も含まれている。今後は活動の重要度も高まることが想定され、大学院の業務も視野に入れた内容の充実を図って行く予定である。

## 資料目次

- 【資料 1 国際学術交流締結大学及び研究機関】
- 【資料 2 教員の定年の特例に関する規定】
- 【資料 3 入学から修了までのスケジュール】
- 【資料 4 履修科目と必要単位数】
- 【資料 5 第一薬科大学大学院学位規程】
- 【資料 6 第一薬科大学大学院薬学研究科学位（博士）の論文審査に関する内規】
- 【資料 7 研究倫理委員会規程】
- 【資料 8 動物実験倫理委員会規程】
- 【資料 9 組換えDNA安全管理委員会規程】
- 【資料10 基礎となる薬学部研究組織と大学院研究組織との関係】

資料 1 国際学術交流協定締結大学及び研究機関

時 期	事 項
平成 8 (1996) 年 4 月	オックスフォード大学セント・アンズ・カレッジ (University of Oxford, ST Ann's College)、英国
平成 8 (1996) 年 4 月	ケンブリッジ大学フィッツウィリアム・カレッジ (University of Cambridge, Fitzwilliam College)、英国
平成 14 (2002) 年 6 月	中国医薬大学 (China Medical University)、台湾 平成 19 (2007) 年 2 月に中国医薬大学内に都築伝統薬物研究センターを開設
平成 25 (2013) 年 3 月	デュケイン大学・薬学部 (Duquesne University, Mylan School of Pharmacy)、米国
平成 28 (2016) 年 9 月	台北医科大学・薬学部 (Taipei Medical University, Faculty of Pharmacy)、台湾
平成 28 (2016) 年 9 月	カラブリア大学・薬学部 (University of Calabria)、イタリア
平成 28 (2016) 年 10 月	ハワイ大学 (ヒロ校) (University of Hawaii at Hiro)、米国
平成 29 (2017) 年 10 月	国立陽明大学・薬学部 (National Yang Ming University, Faculty of Pharmacy)、台湾
平成 30 (2018) 年 2 月	瀋陽薬科大学 (Shenyang Pharmaceutical University)、中国
平成 30 (2018) 年 2 月	遼寧中医薬大学 (Liaoning University of Traditional Chinese Medicine)、中国
平成 30 (2018) 年 3 月	上海中医薬大学 (Shanghai University of Traditional Chinese Medicine)、中国
平成 30 (2018) 年 6 月	アントワープ大学・薬学部 (University of Antwerp, Faculty of Pharmacy)、ベルギー
平成 30 (2018) 年 6 月	AGH 科学技術大学・物質科学部 (AGH University of Science and Technology, Faculty of Materials Science and Ceramics)、ポーランド
平成 30 (2018) 年 6 月	ヤゲウォ大学・薬学部 (Jagiellonian University, Faculty of Pharmacy)、ポーランド
平成 30 (2018) 年 11 月	アルバータ大学・医学部 (University of Alberta, Faculty of Medicine)、カナダ
平成 30 (2018) 年 12 月	国家中医薬研究所 (National Research Institute of Chinese Medicine)、台湾
平成 30 (2018) 年 12 月	パラナ・ポンティフィカル・カトリック大学 (Pontifical Catholic University of Parana)、ブラジル
平成 31 (2019) 年 3 月	台北市中医師会 (Taipei Chinese Medical Association(TPCMA))、台湾
令和元 (2019) 年 7 月	天津中医薬大学 (Tianjin University of Traditional Chinese Medicine)、中国
令和元 (2019) 年 12 月	インスブリア大学 (University of Insubria)、イタリア

## 学校法人 都築学園

# 新学部等（大学院等含む）設置において採用する 教員の定年の特例に関する規程

### （趣 旨）

- 第1条 新学部等（大学院等含む）設置以降、完成年度までに雇用する専任教員の定年は、学校法人都築学園就業規則第51条の規定にかかわらず、この規程の定めるところによる。
- 2 この規程に定める事項の他については、学園就業規則、個別の雇用契約書及び関係法令に定めるところによる。

### （任用期間・定年）

- 第2条 雇用する教員の任用期間は、設置する新学部等の完成年度までとし、その定年は当該年度末とする。
- ただし、格別の理由がある場合には、雇用期間を1年延長することができる。

### （規程の改廃）

- 第3条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

### 附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

資料3 入学から修了までのスケジュール

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 年次	ガイ ダ ン ス	必修特論			単位認 定試験	必修特論					単位認 定試験			
		選択特論			単位認 定試験	選択特論					単位認 定試験			
	目 履 決 修 定 科	大学院特別講義												
		薬学演習												
		研究テーマ決定 研究計画策定												
		課題研究												
		課題研究												
2 年次	選択特論			単位認 定試験	選択特論					単位認 定試験				
	薬学演習													
	課題研究													
	中間報告会													
3 年次	薬学演習													
	課題研究													
4 年次	薬学演習										学位論文作成			
	課題研究										最終報告会	論文審査	最終試験	学位授与



## 資料4 履修モデル

Case1：基礎薬学領域（化学系）の教育者・研究者を目指す場合

科目名	必・選	単位数	履修時期							
			1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期
課題研究	必修	18	○	○	○	○	○	○	○	○
薬学演習	必修	4	○	○	○	○	○	○	○	○
研究倫理特論	必修	1	○							
漢方薬特論	必修	1	○							
統合医療特論	必修	1		○						
大学院特別講義	必修	1	○	○						
創薬化学特論	選択	1	○							
医薬機器分析学特論	選択	1		○						
天然物創薬化学特論	選択	1			○					
生体物理化学特論	選択	1				○				

修了要件（単位）：必修科目26単位および選択科目4単位以上の合計30単位以上

Case2：基礎薬学領域（生物系）の教育者・研究者を目指す場合

科目名	必・選	単位数	履修時期							
			1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期
課題研究	必修	18	○	○	○	○	○	○	○	○
薬学演習	必修	4	○	○	○	○	○	○	○	○
研究倫理特論	必修	1	○							
漢方薬特論	必修	1	○							
統合医療特論	必修	1		○						
大学院特別講義	必修	1	○	○						
分子薬理学特論	選択	1	○							
医薬機器分析学特論	選択	1		○						
代謝制御学特論	選択	1			○					
分子病態解析学特論	選択	1				○				

修了要件（単位）：必修科目26単位および選択科目4単位以上の合計30単位以上

Case3：臨床薬学領域の教育者・研究者を目指す場合

科目名	必・選	単位数	履修時期							
			1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期
課題研究	必修	18	○	○	○	○	○	○	○	○
薬学演習	必修	4	○	○	○	○	○	○	○	○
研究倫理特論	必修	1	○							
漢方薬特論	必修	1	○							
統合医療特論	必修	1		○						
大学院特別講義	必修	1	○	○						
臨床衛生薬学特論	選択	1	○							
臨床応用薬理学特論	選択	1		○						
臨床薬物動態学特論	選択	1			○					
臨床薬物送達学特論	選択	1				○				

修了要件（単位）：必修科目26単位および選択科目4単位以上の合計30単位以上

Case4：高度薬局薬剤師を目指す場合

科目名	必・選	単位数	履修時期							
			1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期
課題研究	必修	18	○	○	○	○	○	○	○	○
薬学演習	必修	4	○	○	○	○	○	○	○	○
研究倫理特論	必修	1	○							
漢方薬特論	必修	1	○							
統合医療特論	必修	1		○						
大学院特別講義	必修	1	○	○						
臨床生薬学特論	選択	1	○							
臨床応用薬理学特論	選択	1		○						
臨床薬剤設計学特論	選択	1			○					
地域医療薬学特論	選択	1				○				

修了要件（単位）：必修科目26単位および選択科目4単位以上の合計30単位以上

Case5：高度病院薬剤師を目指す場合

科目名	必・選	単位数	履修時期								
			1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期	
課題研究	必修	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
薬学演習	必修	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
研究倫理特論	必修	1	○								
漢方薬特論	必修	1	○								
統合医療特論	必修	1		○							
大学院特別講義	必修	1	○	○							
臨床衛生薬学特論	選択	1	○								
臨床薬物治療学特論	選択	1		○							
臨床薬物動態学特論	選択	1			○						
臨床薬物送達学特論	選択	1				○					

修了要件（単位）：必修科目26単位および選択科目4単位以上の合計30単位以上

## 第一薬科大学大学院学位規程

第1条 第一薬科大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第5章17条の定めるところにより、本学大学院の課程を修了した者に博士の学位を授与する。

第2条 学位記には研究科・専攻の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	専攻名	課程	学位
薬学	薬学	博士	博士(薬学)

第3条 大学院学則第10章により学位を得ようとする者は、研究科委員会の下で行なわれる資格審査を受けた上で、学位論文審査の申請を行うものとする。

第4条 研究科委員会は、学位論文審査申請を受理したとき、博士課程では主査1名、副査2名以上の学位論文審査委員を選出し、研究科に学位論文審査委員会を組織する。必要あるときは、研究科以外の学内外研究者等を主査または副査として学位論文審査委員に加えることができる。

第5条 研究科委員会は、公開による研究発表を開催し口頭試問を行う。

第6条 学位論文審査委員会は、審査結果を研究科委員会に報告する。

2 研究科委員会は前項の報告に基づいて合否を審議する。

3 学位論文審査の研究科委員会における議決は、研究科委員会委員の3分の2以上の出席をもって成立し、無記名投票により全委員の過半数の賛成をもって決定する。

第7条 学位論文審査委員長は、学位論文審査及び最終試験の結果を研究科長に報告し、研究科委員会にて修了の可否を判定する。

第8条 学位を受けた者は、学位の名称を用いる場合には、本学名を付記するものとする。

2 大学は学位規則に則り、学位授与後、3ヶ月以内に論文の要旨及び学位論文審査の結果を第一薬科大学ホームページにて公開する。また、印刷した学位論文は、国立国会図書館及び本学図書館において1年以内に公開する。

第9条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

## 資料5

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

第10条 学位を授与された者で、次の各号の一に該当するときは、研究科委員会の議を経て、授与した学位を取り消し、公表するものとする。

- (1)不正の方法により学位をうけた事実が判明したとき。
- (2)学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。

第11条 この規程に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関して必要な事項は、研究科委員会で定める。

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

### 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 第一薬科大学大学院薬学研究科学位（博士）の論文審査に関する内規

### （目的）

第1条 この内規は、第一薬科大学大学院学則（以下「学則」という。）及び大学院学位規程（以下「規程」という。）に基づき、本学薬学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の学位（博士）の審査に関する必要な事項を定める。

### （資格審査）

第2条 学位（博士（薬学））取得申請者（以下「申請者」という。）は、研究科委員会にて資格審査を受けるものとする。

2 申請者は下記資料を添え、12月第4金曜日までに大学院事務部を通じて研究科長に提出する。

- ① 学位申請資格審査申請書
- ② 学位論文要旨
- ③ 主原著論文（1篇以上）リスト
- ④ 副原著論文（1篇以上）リスト
- ⑤ 同意書（共著である前項の論文には、申請者以外の共著者がその論文を学位の申請に用いない旨の同意書を添付しなければならない。）

### （資格審査要件）

第3条 前条において申請されたものについて、研究科長は研究科委員会を招集し、下記審査要件に基づいて資格審査を行う。

- （1）在学期間等及び修了に必要な単位の修得済みあるいはその見込みであること。
- （2）提出主論文1編は筆頭著者であり、査読のある学術雑誌に掲載又は掲載受理されたものであること、及び副論文1編以上（筆頭著者でなくてもよい）が査読のある学術雑誌に掲載又は掲載受理されたものであること。なお、印刷中の原著論文については受理決定通知があること。
- （3）共著である前項の論文には、申請者以外の共著者がその論文を学位の申請に用いない旨の同意書があること。

2 本研究科委員会は、資格審査結果に基づいて審議し、学位論文審査の可否を決定する。

### （学位審査）

第 4 条 学位の審査期間は、3月末修了見込みの在学生の場合、1月中旬以降2月末までとする。

2 12月第4金曜日までに、学位審査のために電子媒体化した要旨を（大学院事務部を通じて）本研究科委員会に提出する。

3 研究科委員会は、審査の一部として「学位論文審査」を可と判定された申請者の公開発表会を開催し、口頭試問を行う。論文発表会の開催日程等を申請者に通知するとともに、原則として開催日の1週間前までに、学内及び関係者等に掲示または書面をもって開催を公示する。発表の司会は原則として本研究科教務委員長が務めるものとする。

4 研究科委員会は、公開発表会における口頭試問及び審査委員会委員による面接試験結果を踏まえて学位論文提出の可否を決定する。なお決定は投票により行い、研究科委員会出席者の過半数以上をもって提出可とし、学位審査委員会委員を組織する。

（学位審査委員会）

第 5 条 本研究科委員会は、公開発表会における口頭試問を踏まえて、主査1名及び副査2名以上からなる学位審査委員会を設置する。主査は、学位論文を指導した教員の中から選出する。副査は、少なくとも1名は本学大学院専任教員とし、外部の有識者から1名を加えることができる。

2 審査委員は申請者の提出した学位論文の審査及び面接による口頭試問を行い、その結果及び当該学位論文が既知論文と類似しないことの確認結果を研究科委員会に報告する。

（最終学位論文審査）

第 6 条 本研究科委員会は、学位審査委員会の報告に基づき学位認定を投票により行い、修了の可否を判定する。なお、議決は規程第6条第3項による。

2 研究科長は、本研究科委員会の決定を直ちに学長に報告するものとする。

（内規の改廃）

第 7 条 この内規の改廃は、本研究科委員会において決定する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 第一薬科大学 研究倫理委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、第一薬科大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 本委員会は、学長が指名する次の委員をもって構成する。

- (1) 研究倫理教育責任者
- (2) 専任教員若干名及び総務課長
- (3) その他、学長が必要と認めた者

### (会議及び委員長)

第3条 本委員会に委員長を置き、学長から指名された委員がその任にあたる。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となり、会議を主催する。

3 本委員会は全委員の2分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決するものとする。

### (審議事項)

第4条 本委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究倫理教育の計画及び実施に関する事項
- (2) 研究活動における不正行為に関する事項
- (3) 研究データの保存・開示に関する事項
- (4) その他、研究倫理に関する事項

### (事務)

第5条 本委員会に関する事務は、総務課がこれにあたる。

### (規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。



## 資料 7

### 附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 第一薬科大学 動物実験倫理委員会規程

### (目的)

第1条 本学に、第一薬科大学実験動物倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、適切な動物実験の実施するための必要事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 委員会は、学長が指名した教職員をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、学長が指名した者がその任にあたる。

3 委員会は、必要と認める場合、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (会議)

第3条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、全委員の2分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決するものとする。

### (審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 第一薬科大学動物実験指針の策定に関する事項

(2) その他、動物実験の倫理に関する事項

### (事務)

第5条 委員会に関する事務は、総務課において行う。

### (規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

### 附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

第一薬科大学  
組換えDNA安全管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、第一薬科大学組換えDNA安全管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本委員会は、委員長並びに委員及び事務担当から構成される。

2 前項の委員長及び委員等は、学長がこれを指名する。

(会議及び委員長)

第3条 本委員会に委員長を置く。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議長となる。

3 委員会は全委員の2分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決するものとする。

(審議事項)

第4条 本委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 遺伝子組換え実験の安全管理に関する事項
- (2) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事項
- (3) 実験の安全確保に関する事項
- (4) その他、委員会が必要と認めた事項

(事務)

第5条 本委員会に関する事務は、総務課に置いて行う。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

資料 9

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

資料10 基礎となる薬学部研究組織と大学院研究組織との関係

大学院	研究領域	基礎薬学領域							臨床薬学領域							
薬学部	分野・センター	薬品化学分野	薬物解析学分野	分子生物学分野	処方解析学分野	天然物化学分野	免疫薬品学分野	分析化学分野	薬物治療学分野	薬品作用学分野	衛生化学分野	薬剤設計学分野	臨床薬剤学分野	和漢薬物学分野	生薬学分野	地域医療薬学センター
	学科	6年制薬学科・漢方薬学科														